

# 標準委員会 発電炉専門部会 リスク情報活用ガイドライン分科会 第9回 (P12SC9) 議事録

日時 2007年10月10日(水) 13:30~17:00

場所 東京都 仏教伝道センター4階 「光」会議室

出席者：平野主査 (JAEA)、福田副主査 (JNES)、成宮幹事 (関電)、今井委員 (東電)、桐本 (笠井委員 (原技協) 代理)、河井委員 (原技協)、倉本委員 (NEL)、栗坂委員 (JAEA)、坂田 (黒岩委員 (MHI) 代理)、越塚委員 (東大)、小島委員 (CSD)、武部 (関根委員 (JNFL) 代理)、橋本委員 (東芝)、久持委員 (日立GE)、福村委員 (北陸)、藤本委員 (JNES)、御器谷委員 (保安院)、村松委員 (JAEA)、山口委員 (阪大)、米山委員 (TEPSYS)

常時参加者：廣川 (TEPSYS)、日高 (原安委)、藤田 (中電CTI)、大家 (関電)、西岡 (四電)、落合 (MRI) (敬称略)

## 配布資料

P12SC9-1 第8回分科会議事録 (案)

P12SC9-2 リスク情報活用実施基準 (案) へのコメントおよび対応方針(案)

P12SC9-3 統合的意思決定に関する整理(改1)

P12SC9-4 原子力発電所の安全確保活動へのリスク情報活用に関する実施基準 (仮称) (案)

P12SC9-5 国内におけるPSA評価例 (BWR)

## 議事及び主な質疑応答

### (1) 出席者確認

成宮幹事により出席者数を確認し、全委員数23名のうち16名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。

### (2) 資料確認

議事次第に基づき配布資料の確認を行った。

### (3) 前回議事録案の説明

成宮幹事より、資料P12SC9-1を使用して、前回議事録案について説明があり承認された。

### (4) 標準案へのコメント及び対応方針の紹介

成宮幹事より、資料P12SC9-2 を使用して、第8回分科会でのコメントと対応方針の紹介があり承認された。

### (5) 統合的意思決定に関する整理

今井委員より、資料P12SC9-3を使用して、統合的意思決定の位置付けに関する整理について説明があり、議論された。統合的意思決定の過程で行う検討視点の重み付けの是非、規制としての検討視点と事業者としての検討視点の差について議論された。

## (6) リスク情報活用の実施基準 (案)

a. 今井委員より、資料P12SC9-4を使用して、リスク情報活用の実施基準 (案) の「4.3.3統合的な意思決定」の記載について説明があり、議論された。

図4.1のプロセス図での統合的意思決定の位置は現状で良いことが確認された。

保安院のガイドとこの実施基準 (案) の整合性について議論がされた。保安院のガイドは満たさないと行けないが、保安院のガイドの外の物でも分科会で合意が得られれば追加すること、経済性については原子炉専門部会でも追加すべきとのコメントが出ているので追加すること、また、リスク活用の検討対象にする課題を定義する章を新設することを検討すること、さらに、「事業者」を主語にして検討し保安院のガイドへの対応を整理し不足があれば追記することが確認された。その他、リスク活用の全体枠組み、法体系に関する解説を充実すること、IAEAの資料を基に統合的意思決定の検討視点を解説で例示することが確認された。

b. 橋本委員より、資料P12SC9-4を使用して、リスク情報活用の実施基準 (案) の「4.3計画の策定」

「4.4計画の実行と是正」「4.5リスクの再評価」の記載について説明があり、議論された。

実施計画や監視計画の例示は現状記載のものでよいので、これを解説に移すことが確認された。

実施計画や監視計画の要求要件について議論された。実施計画の策定要件としてJEACの品質保証規定への適合を4.3.1で書く必要性を5章の品質保証との関係で整理、検討すること、監査計画の要件は既設炉を前提にした記載だが、1.適用範囲で新設炉の言葉が入っているので誤解のない表現に見直すこと、監視計画は実施計画の一部か、独立のものか整理し修文すること、「5.品質保証」との関係から見て「4.5リスク再評価」の章が必要か検討すること、さらに、全体を通して表現、イメージの揺らぎがあるので骨子を見直し明確にすることが確認された。

## (7) 国内におけるPSA評価例 (BWR)

今井委員より、資料P12SC9-5を使用して、国内のBWRプラントのPSA評価例 (AOT変更時の炉心損傷頻度の増分など) について説明があり、議論された。

PSA評価例を基に、保安院ガイドの「変化割合が有意に増加しない」とする許容基準と、この実施基準(案)の許容基準との整合性が議論された。変化割合については、リスクの絶対値が元々極めて小さい所に適用すべきでない、保安院のガイドは、10-5、10-6といったレベルを想定している、地震リスクを入れると、10-8、10-9というレベルにはならない、「有意でない」とは通常は1割とか2割である、そもそも起因事象でさえ10-7で裾切りするのであるから低い所ではベースリスクに対する割合の基準を削除する、NRCも10-6以下は不確実としている、プラントを止めないで修理する方が総合リスクは低い場合があるなどの意見があった。これらの意見を参考に、許容基準の考え方について、地震の許容基準も含めて、次回に纏めて提案することが確認された。

## (8) その他、今後の予定

a. 今後の予定について成宮幹事より提案があり、承認された。

□□□ 次回は11/12の週あるいは11/19の週で後日、電子メールで調整する。

□□□ 11/16の発電炉専門部会への中間報告は見送り、その次の回にする。

b. また、平野主査から、次回に議論することになっている許容基準の考え方については、分科会の場合

だけでは時間が不足するので、事前に電子メールで各委員にコメントを貰っておくこととの提案があり、承認された。

以上